

自宅の環境を
整えます

生活に役立つ用具を購入できます

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)

介護

要介護1～5の人

特定福祉用具販売

入浴や排泄つなどに使用する福祉用具を販売します。

予防

要支援1・2の人

特定介護予防福祉用具販売

介護予防に役立つ入浴や排泄つなどに使用する福祉用具を販売します。

事前に指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。また、福祉用具購入においては、購入の必要性やモニタリングなどについて、福祉用具専門相談員がアドバイスを行います。

特定福祉用具販売の対象品目

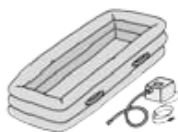
◆要支援1・2および要介護1の人の対象品目 ※利用者の状態に応じて要介護状態を悪化させるおそれがある用品については対象とならない場合があります。

○要介護2～5の人の対象品目

◆○腰掛け便座



◆○簡易浴槽



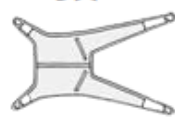
◆○入浴補助用具



◆○特殊尿器



◆○移動用リフトのつり具



●自分にあった適切な用具を使いましょう

●要介護4.5の人の対象品目 自動排泄処理装置

不適切な用具の使用が、心身機能の低下を招く可能性もあります。利用する人の心身の状態や生活スタイル、介護者の状況をしっかりと把握し、利用の目的を明確にしておきましょう。

利用するときの
注意点

- 利用者の心身機能を把握する
- 用具を使う目的をはっきりさせる
- 目的にあった用具を選ぶ

- 自分の体にあっているか試してみる*
 - 利用した効果を確認する
- *用具の性質上、試用や調整ができないものもあります。

サービス費用のめやす

- 特定福祉用具販売
- 特定介護予防福祉用具販売

内容	購入費用
福祉用具の購入	1年につき上限10万円

支払いの方法は2通りあります

受領委任払い

購入する販売事業者が受領委任払いの登録をしている場合は、1割の自己負担で福祉用具の購入ができます。購入前に販売事業者が受領委任払いの登録をしているか確認をしましょう。

償還払い

福祉用具購入費用をいったん全額自己負担し、購入後に必要な書類を市に提出し、保険給付分（費用の9割）の支給を受けます。

どちらの場合も、申請方法や支払い方法、販売事業者の確認などをしっかり行いましょう。